

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年条例第4号）

新旧対照表

旧	新
<p>(第1条から第12条まで省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>(第1条から第12条まで省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則（令和7年2月条例第3号） 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p>